資料３

課題解決に向けた方向性

※朱書きは第３回研究協議会後に追記した部分

１　選抜制度（一般選抜・特色化選抜の在り方）

（１）現行の入学者選抜（一般選抜及び特色化選抜）及び再募集を行うことを基本とする。

（２）部活動及び地域クラブ活動等の点数化の在り方について検討する。

（３）日本語支援が必要な生徒の定員枠を設置する方向で検討する。

（４）再募集において、学力検査を行わない方向で検討する。

２　学力検査・調査書

（１）国語の放送による検査の実施について検討する。

（２）調査書の「部活動」欄を削除し、その他の欄に部活動や地域クラブ活動等を含む生徒の多様な活動を記載する方向で検討する。

（３）調査書の「欠席の状況」欄を削除する方向で検討する。

（４）不登校生徒の「各教科の学習の記録」欄の取扱いについて検討する。

３　受検機会・選抜日程

（１）選抜日程は、現行の日程を維持することを基本とする。

（２）併願制度の導入を含め、再募集の実施方法について検討する。

４　その他

（１）部活動及び地域クラブ活動の評価方法について、「求める生徒像・選抜方法等一覧」にわかりやすく記載する方向で検討する。

（２）２（３）に伴い、自己申告書の取扱いについて検討する。

（３）合格した選抜区分（一般選抜又は特色化選抜）の本人への情報提供について検討する。

文部科学省

会議後修正

令和８年８月４日
教育課程企画特別部会
参考資料１－１９

不登校児童生徒に係る特別の教育課程WG
取りまとめ（案）

不登校WG

５．学習評価

（１）基本的な考え方と方向性 補足イメージ⑦参照

- 通常の教育課程では在籍学年の教育課程に基づく学習評価を行うことが必要であり、不登校児童生徒が下学年の学び直し等の教育活動を実施したとしても、実態を踏まえた柔軟な評価には一定の限界がある。このため、本特例では、不登校児童生徒の一人一人の学びの実態を踏まえた適切な学習評価に繋げていけるよう、通常の教育課程との関連を十分に勘案しながら、通常の教育課程とは異なる学習評価を行うことが必要。
- また、不登校児童生徒が様々な背景・理由により学校を欠席し、十分な学びの時間を確保できていないことが多い実態を踏まえると、学習の成果だけでなく、学習に取り組んできた過程を重視するとともに、他者との比較ではなく児童生徒一人一人のもつよい点や可能性などの多様な側面、頑張りや進歩の様子などを把握し、児童生徒がどれだけ学びに向き合い成長したかという視点が重要になる。
- これらを踏まえ、本特例における学習評価については、特に以下の点を重視し、不登校児童生徒の多様な実態に寄り添った評価の実現を図る。
  - 個別の指導計画を活用し、児童生徒自身の振り返りや教師のフィードバックを通じた形成的評価の一層の充実を図ること
  - 児童生徒が取り組んだ内容や頑張りを可能な限り受け止め、児童生徒の学習意欲や自己肯定感の向上に繋げる評価の充実を図ること
  - 学習の進捗の遅れや部分的な学習に対しても、在籍する学年等に過度に縛られることなく、長期的な視点で、一人一人の変化や成長をベースに評価が行われることが望ましいこと
  - 児童生徒の実態を踏まえて必要な場合には、観点別評価に基づく評定ではなく、個人内評価を取り入れた評価の総括も可能とすること

（２）学習評価に係る各論点

①学校と校内外教育支援センターとの情報共有や連携

- 学習評価は、最終的には、対象児童生徒の教育課程全体に責任を持つ学校（学級担任や教科担任等）により行うものであるが、本特例における指導は、学級担任や教科担任を含む関係者が連携の上で作成した指導計画をもとに、主に、校内外の教育支援センターにおいて指導員等がその支援・指導を主導することも想定される。
- このため、学級担任や教科担任が最終的な学習評価を行うに当たっては、校内外教育支援センターの指導員等から必要な情報提供を受けることが必要であり、指導計画の作成段階で、学習成果等についてどういった情報共有を学校が受けるかをあらかじめ整理しておくことが望ましい。
- その際、指導計画には振り返りやフィードバックを記録し、学級担任を含めた関係者間で随時クラウド等で共有することも含めて検討することとしており、これらも重要な評価材料になりうると考えられる。
- このほか、評価材料として、例えば、児童生徒の活動の記録や成果をまとめたものなどの提供を受けたり、面談・打ち合わせ等を通じて学習成果について情報提供を受けたりすることなどがあり得る。
- さらに、校内外教育支援センターの体制が充実している場合には、評価のたたき台をセンター側で作成するといった運用も考えられるところであり、こうした点を含めて、その具体は、「運用の手引き」で示すこととする。

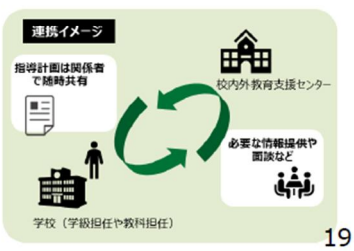

不登校WG

補足イメージ⑦

不登校児童生徒に係る特別の教育課程の学習評価の論点整理

【基本的な考え方と重視すべき視点】

本特例における学習評価については、通常の教育課程における学習評価の方向性も前提にしながら、特に以下の点を重視し、**不登校児童生徒の多様な実態に寄り添った評価の実現を図る。**

- **個別の指導計画を活用し、児童生徒自身の振り返りや教師のフィードバックを通じた形成的評価の一層の充実を図る**こと
- 児童生徒が取り組んだ内容や頑張りを可能な限り受け止め、**児童生徒の学習意欲や自己肯定感を向上に繋げる評価**の充実を図ること
- 学習の進捗の遅れや部分的な学習に対しても、在籍する学年等に過度に縛られることなく、**長期的な視点で、一人一人の変化や成長をベースに評価**が行われることが望ましいこと
- **児童生徒の実態を踏まえて必要な場合には、観点別評価に基づく評定ではなく、個人内評価を取り入れた評価の総括も可能とする**こと

【学習評価に係る主な論点】

①教師等が学習評価を行うにあたり、校内外教育支援センターの指導員等とどのような連携を図り、何を評価材料として学習評価を行うべきか。

（方向性）校内外教育支援センターと必要な情報を事前にすり合わせ、情報提供を受ける。評価材料は、計画の内容や活動の記録・成果をまとめたものなどを想定。

②多くの場合、教科ごとにその目標の取扱いが異なる場合が想定される（下部、補足イメージ参照）が、こうした目標の違いを踏まえつつ児童生徒の実態や学習状況に応じた評価を実現するためには、どのような学習評価を行うことと整理すべきか。特に、下学年の内容等に取り組むケースについては、どのように取扱うべきか。

（方向性）一人一人の学びの実態を踏まえた学習評価に繋げていけるよう、複数のパターンから児童生徒の実態や学習状況に応じて柔軟に学習評価を行う。
その中で、下学年の内容等に取り組むケースについても、在籍学年に拠らない形での評価・評定や、記述による評価など、柔軟に評価が行えるように。

③通常の教育課程とは異なる評価・評定が行われることも念頭に、通常の教育課程との関係性も踏まえながら、指導要録での評定等の取扱いをどう考えるべきか。

（方向性）通常とは異なる目標に基づき評価を行う場合はそれが分かるよう要録に記載。また、計画や計画を要約したものを添付することで要録への記載に替えることも可能に。

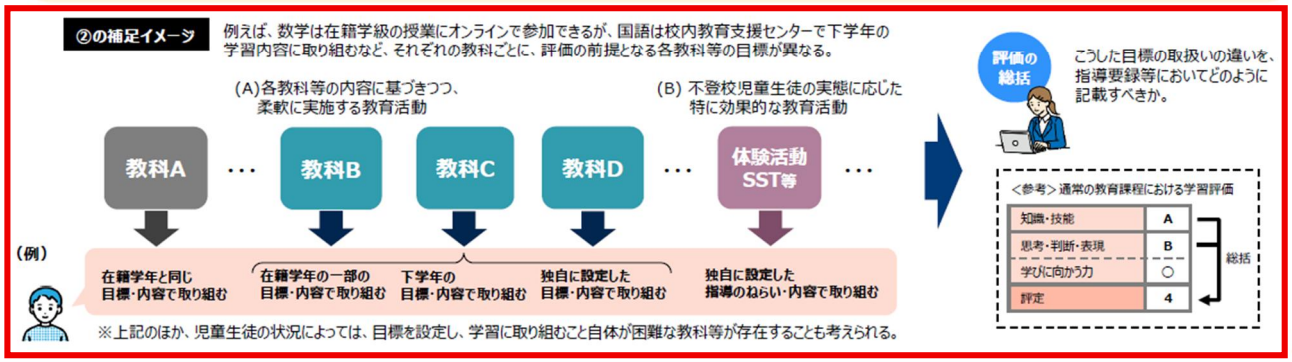

不登校WG

②対象活動ごとの評価の取扱い等 補足イメージ⑧参照

- 本特例では、教科ごとによってその目標の取扱いが異なる場合や、具体的な評価の方法が異なる場合が考えられるところ、一人一人の学びの実態を踏まえた適切な学習評価に繋げていく観点から、画一的で限定的な評価手法に縛られるのではなく、様々な評価方法の中から児童生徒の実態や学習状況に応じて柔軟に学習評価を行うことができるようにする必要がある。
- 上記を踏まえつつ、対象活動ごとに次のとおり評価における取扱いを整理。

＜（A）各教科等の目標・内容に基づきつつ、柔軟に実施する教育活動＞

- 通常の教育課程における学習評価では、学習指導要領に基づく各教科等の目標に準拠した形での評価（以下、「目標準拠評価」）が行われている。
- 本特例においては、教科ごとに評価の前提となる目標設定が異なり、具体的には、大きく以下４つの目標設定のパターンが考えられるところ。

【各教科等の目標の取扱いによるケースの違い】

❶在籍学年と同一の目標に基づき評価を実施するケース

❷在籍学年の一部の目標に基づき評価を実施するケース

例：中学２年生の数学のうち、「式」「計算」「方程式・不等式」の内容に係る目標を年間目標とし、それに基づき評価

❸下学年の目標に基づき評価を実施するケース

例：中学２年生が中学１年生の数学の目標を年間目標とし、それに基づき評価

❹学習指導要領の目標も踏まえつつ、独自に設定した目標に基づき評価を実施するケース

例：計算が好き・得意な生徒に、計算に継続的に取り組むことや、そこから規則性を見出すことを目標に設定、評価

- 不登校児童生徒の学びが必ずしも連続的ではないことを踏まえ、評価の前提となる教科等の目標は、必ずしも本特例に基づく学習を開始する際に設定した目標である必要はなく、指導計画で児童生徒とともに随時決定してきた学習目標を総括する形で整理し、それに基づき評価を行うことも可能

（※）例えば、特例開始時点では数学は在籍学年の目標に基づき取り組むことを計画していたが、児童生徒の学習状況を踏まえ、途中から下学年の目標に基づき学習に取り組んだ場合などにおいて、❶ではなく、❸のケースとして取り扱うことも想定される。）

- その上で、上記の各ケースに基づき、どのような評価を行うべきかを整理。

【評価手法の考え方について】

- ❶～❸のケースは、指導計画で「単元等の内容のまとまり」ごとに記載されるが、実施方法こそ柔軟であるものの、その目標や内容は通常の教育課程と同一と言える。特に❶のケースについては、在籍学年における該当教科の評価規準に基づいて観点別評価・評定の実施が可能であり、このため、通常の教育課程の学びに繋げる観点からも、他の児童生徒と同様、学習指導要領に基づく教科の観点別評価・評定を実施することを基本とする。（評価方法A）
- また、❷や❸のケースは、目標が異なるため、在籍学年の評価規準（「知識・技能」「思考・判断・表現力」）に基づき観点別評価・評定を行うことは困難であるものの、育成を目指す資質・能力を踏まえ児童生徒がどれだけ成長したかを評価することは重要であることから、例えば、❷のケースでは在籍学年の評価規準の一部を活用しながら、❸のケースでは下学年の評価規準やその一部を活用しながら、観点ごとの評価や評定を行うことも可能とする。（評価方法B）

（※）「学びに向かう力」は、「見取る姿（仮称）」に示す行動の「継続的な発揮」をできるだけ長い期間をかけて見取るとともに、徐々に増え安定していく姿を見取ることとされており、不登校児童生徒に対しても、長期的な視点で変化や成長を見取ることは通常の教育課程と同じであるが、不登校児童生徒の学びの性質をとらえた運用は、今後全体の整理が進む中で検討が必要。

- その上で、結果として児童生徒が該当教科を十分に学習する時間を確保できず評価材料が得られないケースや、児童生徒が評語に基づく評価により学習意欲が失われてしまうケースなど、観点別評価・評定が適さない場合は、観点別評価・評定に限らず多様な形で評価を行うことができるようにすることも重要。
- 具体的には、目標に準拠する形ではなく、個人のよい点や可能性、進歩の状況等に着目して評価を行う個人内評価などが考えられるが、本特例では、児童生徒の実態に応じた個別の目標を設定し、それに向かって取り組んでいる児童生徒の努力を受け止め、励ますことで、学習意欲等の向上に繋げるものであるため、この個別に設定した目標との関連において評価を行うという視点が重要。このため、観点別のA～Cや評定の１～５といった形で数値・段階による評価を提示することはしない場合も、目標に照らした児童生徒の変化や成長を適切に捉えることができるよう、設定した目標との関連を重視しつつ、その達成状況に関する記載も記述で行うことを可能とする。（評価方法C）
- 上記の点も含め、具体については、「運用の手引き」で検討することとする。

不登校WG

- 次に❹のケースは、児童生徒の状態に即して実現可能な独自の目標や内容を設定することになるため、在籍学年の教科の評価規準に基づき観点別評価・評定を実施することは困難であるが、こうした独自の目標に向かって取り組んだ内容についても適切な学習評価に繋げていくことは、児童生徒の学習意欲・自己肯定感の向上や、資質・能力の育成を図る観点から重要。
- この点、❷❸と同様に学習指導要領等の記載を参考にしつつ、柔軟に設定した評価規準に基づき観点ごとの評価・評定を行うこと（評価方法B）も可能であるが、独自の目標に対してはこうした評価が困難な場合も多いと考えられるため、個人内評価による柔軟な評価（評価方法C）を基本とする。
- なお、児童生徒によっては、目標を設定し学習に取り組むこと自体が困難な教科等がある場合も考えられる。こうした教科等の資質・能力は、他の教科等を含め、取り組んだ活動全体の中から個人内評価で柔軟に見取ることとする。

＜（B）（各教科等には該当しない）不登校児童生徒の実態に応じた、特に効果的な教育活動＞

- 当該教育活動は、学習指導要領に基づく教育活動として実施するものではなく、対象児童生徒の個々の状況を踏まえた指導のねらいを設定し、それに基づいて、不登校の改善や学びの充実に繋げる上で効果的と考えられる教育活動を実施するものである。（❺のケース）
  この目的に鑑みれば、一人一人の良い点や可能性等に着目した評価を行うことが重要であり、当該活動では個人内評価を行うことと整理（評価方法C）

③指導要録における記載の運用 補足イメージ⑧参照

- 通級指導や日本語指導を受ける児童生徒は、授業時数、指導期間、指導内容や結果等を指導要録の総合所見欄に記載をすることとなっているが、これらについて個別の指導計画で記載がある場合は、その写しを指導要録の様式に添付することで記入に替えることも可能とされている。この点、今後、「２階シート」について検討が行われることなども踏まえると、本特例においても計画の添付をもって指導要録への記入に替えるといった運用を可能とすべき。
- その上で、本特例は計画を短いスパンで作成・更新するような運用も可能としていることから、計画の分量が多くなる場合も考えられるところ、その場合には、教師の負担も十分考慮し、計画の内容を要約して記載したものを添付することで記入に替えることも可能とすべき。また、その際に活用可能な参考様式についても、「運用の手引き」等で国から示すこととする。

（指導要録における評価・評定の取扱いについて）

- 本特例においては、在籍学年における通常の教育課程とは異なる観点別評価・評定を行うケース（評価方法B）も想定される。こうしたケースにおいては、通常の教育課程における観点別評価・評定とは異なる目標に基づき評価を行っていることが分かるような形で要録上記載すべき。具体的には、評定の後ろに※を付した形で数字を記載することなどが考えられる。

（例）下学年の目標など、在籍学年の教育課程の目標とは異なる目標に基づき観点別評価・評定を行う場合

通常の教育課程における学習評価

知識・技能	A
思考・判断・表現	B
学びに向かう力	○
評定	4

総括 ⇒

特別の教育課程における学習評価

知識・技能	A
思考・判断・表現	B
学びに向かう力	○
評定	4※

総括

- また、上記のケースでは、学習の成果を適切に共有し、その後の指導へ接続する観点から、指導要録において、どの目標に基づき評価を行ったかが分かるよう明記すべき。例えば、「▲▲（教科）については、●学年（下学年）の目標に基づき評価」のように、総合所見欄や指導計画、国から示す参考様式において、当該児童生徒の年間目標を簡潔に記載することが考えられる。
- また、観点ごとの評価や評定がつかないケース（評価方法C）では、「１」や「－」といった評定を要録上付すのではなく、評定記入欄に※を記載するのみとし、※が記載の教科等は、総合所見欄や添付の計画に記載の記述による評価を確認できるような運用とする。（目標設定ができない教科の取扱いも同様）
- これらの点を含め、記入方法の具体は、「運用の手引き」で示すこととする。

（年度途中で本特例を開始・終了する場合の評価の取扱いについて）

- 本特例では、年度途中で特例を開始・終了するケースなども考えられるところ、こうしたケースにおける指導要録への記載は、
  - 通常の教育課程に基づく学習評価と本特例における学習評価を切り分けて記載することは、同一教科における取組内容やそれに基づく資質・能力の育成状況を明確に切り分けた上で評価を実施することになり、実質的に困難であること
  - 本特例においては、例えば一部教科について通常の教育課程と同一の内容を取り扱う場合も想定されるところであり、こうした内容について、本特例における学習評価では、通常の教育課程と同様の学習評価を行うことを可能とする方針を示していること

などを踏まえ、最終的には各学校の判断ではあるが、基本的には、通常の教育課程での取組と特別の教育課程での取組を総括する形で、前述の複数の評価方法（A～C）から当該学年の記録を指導要録上記載することとする。

不登校WG

補足イメージ⑧

不登校児童生徒に係る特別の教育課程の学習評価の全体像

各教育活動の目標設定のケース

（A）各教科等の目標・内容に基づきつつ、柔軟に実施する教育活動（※１）

（B）不登校児童生徒の実態に応じた特に効果的な教育活動（SSTなど）

❶在籍学年と**同一**の目標に基づき評価を実施するケース

❷在籍学年の**一部**の目標に基づき評価を実施するケース

例：中学２年生の数学のうち、「式」「計算」「方程式・不等式」の内容に係る目標を年間目標とし、それに基づき評価

❸**下学年**の目標に基づき評価を実施するケース

例：中学２年生が中学１年生の数学の目標を年間目標とし、それに基づき評価

❹学習指導要領の目標も踏まえつつ、**独自に設定した目標**に基づき評価を実施するケース

例：計算が好き・得意な生徒に、計算に継続的に取り組むことや、そこから規則性を見出すことを目標に設定、評価。

❺児童生徒の**実態を踏まえて指導のねらい**を設定し、それに基づき個人内評価を実施するケース

多様な評価方法

評価方法A 通常の教育課程と同様の評価

知識・技能	A
思考・判断・表現	B
学びに向かう力	○
評定	4

総括

（記述による評価を組み合わせることも可）

or

評価方法C 観点別や評定ではなく、記述による評価

・個人内評価※

→学習状況を、個人のよい点や可能性、進歩の状況等に着目して評価

※設定した目標との関連を重視
※その達成状況に関する記載も記述で行うことが可能

評価方法B 評価の観点は残しつつ、評価規準は柔軟に

知識・技能	A
思考・判断・表現	B
学びに向かう力	○
評定	4※

総括

（記述による評価を組み合わせることも可）

or

評価方法C 観点別や評定ではなく、記述による評価

・個人内評価※

→学習状況を、個人のよい点や可能性、進歩の状況等に着目して評価

※設定した目標との関連を重視
※その達成状況に関する記載も記述で行うことが可能

評価方法C 観点別や評定ではなく、記述による評価

・個人内評価

→学習状況を、個人のよい点や可能性、進歩の状況等に着目して評価

（※１）目標を設定し、学習に取り組むこと自体が困難な教科等については、他の教科等の学習など、取り組むことができた教育活動全体の中から、個人内評価で柔軟に見取り、総合所見欄に記載することが可能。

不登校WG

④調査書の取扱い

- 高校入試における調査書の取扱いについては、文部科学省の通知の中で、以下のとおり示しているところ。
  - 客観性・公平性を確保するよう留意しつつ、生徒の個性を多面的にとらえたり、生徒の優れている点や長所を積極的に評価し、これを活用していくこと。このため、調査書の学習成績の記録以外の記録を充実し、活用するよう十分配慮すること。その際、点数化が困難な内容（社会活動、ボランティア活動など）についても適切に評価されるようにしていくことが望ましいこと。
  - 調査書の学習成績の記録の活用については、生徒の個性に応じた学校選択や各学校・学科等の特色に応じた選抜を可能とするため、各学校・学科等ごとに工夫を行うことが望ましく、例えば、各学校・学科等ごとに、あるいは定員の一部ごとに、合否判定の資料として用いる教科を減らしたり、教科によって評定の比重を変えたりすることなどが考えられること。
  - 配慮事項として、不登校生徒の中には、教育支援センター等で懸命に学習を続けている者もおり、高等学校入学者選抜等においては、学ぶ意欲や能力を有する生徒について、その多様な学びの場における日頃の努力を適切に評価することが望ましく、不登校経験のある生徒の教育機会の確保の観点からも、在籍する学校における出席の状況のみをもって不利益な取扱い（例えば、欠席日数のみをもって出願を制限するなど）をしないようにすること。その際、「高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査（公立高等学校）」等の例も参照し、生徒の自己申告書や学校以外の場における学習状況に係る資料等を選抜において適切に勘案したり、不登校生徒が志願しやすいように募集時の内容を工夫したりするなど、配慮を行うことが望ましいこと。
- このように、現行制度においても、調査書等において、不登校児童生徒の努力を適切に評価することについての配慮を求めているところであり、各都道府県等においては、必ずしも調査書に基づかない形での選抜形態を設けることや、選抜に当たって自己申告書に基づく学習内容を勘案するなど、不登校児童生徒の努力を認める選抜方法の検討・実施が行われているところ。
- また、企画特別部会の論点整理においても、高等学校入学者選抜の在り方について、本特例における評定等の取扱いも含めた多様な背景を有する生徒の個性・特性を十分に踏まえた選抜を充実させるための留意事項を整理することや、生徒や地域の実情に鑑み、調査書を用いないことができる選抜の取扱い等について整理すべきとの方針が示されているところ。

- これまで整理してきた本特例における学習評価では、下学年の学習内容等についても多様な形で評価を行う方向性を示しているが、これまでは、「１」や「－」といった評定が調査書に記載され、それが合否に影響することが児童生徒の学習意欲等の低下に繋がるとの指摘の背景にあったことも踏まえれば、本特例における評価内容についても、高校入試の中で適切に勘案されることを目指すべきである。
- 具体的には、本特例が適用されている場合において、
  - ✓ 調査書の中で本特例における評定や記述による評価等もできる限り積極的に記載し、高校入試での活用を促すこと
  - ✓ 高校入試において、本特例における評定や記述による評価についても一定程度勘案（例えば、一定の加点を行うなど）したり、調査書以外の学力検査や面接等に比重を置いたり、生徒側が複数の評価方法から選択できるようにする（例えば学力検査をより重視するパターンと、調査書をより重視するパターン）といった、多様な選抜方法についての検討を促していくこと

などが考えられる。こうした点も含め、児童生徒の努力がより多くの高等学校における入試において積極的に、かつ適切に評価されることで、本特例での学びが高等学校段階へ適切に接続されるよう、その具体の方策について、都道府県教育委員会等の意見も伺いながら、国としても更なる検討を進めるべき。

（※）この点、例えば、特定分野に特異な才能のある児童生徒に係る特別の教育課程については、その実施が入試対策となったり、単なる早修を助長したりするものとならないよう、指導要録本体には特別の教育課程を編成した旨を記載せず、その上で、取り組んだ学習活動自体は、総合所見欄の中で必要に応じて記入することと整理されているところ。
こうした他の特例における調査書での記載の方向性とも整合性を確保しつつ、また、教師、学校にとって過度な負担とならない方策や考え方の整理が必要。